

意見書案第 8 号

労働者派遣法・労働基準法「改正」法案の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 18 日提出

提 出 者				
	向日市議会議員	北 林	重 男	
		杉 谷	伸 夫	
賛 成 者				
	向日市議会議員	山 田	千枝子	
		飛鳥井	佳 子	

労働者派遣法・労働基準法「改正」法案の撤回を 求める意見書

労働者派遣法「改正」法案と労働基準法「改正」法案が、今国会に提出された。

労働者派遣法「改正」案は、これまで原則1年（最長3年）となっていた企業が派遣労働者を受け入れることができる期間を事実上撤廃するもので、企業が派遣労働者を増やし、「生涯派遣・正社員ゼロ」とすることも可能にするものである。また、労働基準法「改正」案は、労働時間の規制をなくし、残業代も深夜・休日手当も払わず長時間働かせる「残業代ゼロ」の労働を導入するものである。労働法制を抜本改悪する法案は、断じて許されるものではない。

労働基準法第1条に「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」とあるように、労働法制は本来、労働条件の向上を目指すものである。正社員を「ゼロ」にし非正規雇用を拡大したり、残業代を「ゼロ」にして「過労死」するまで長時間働かせたりするなどはまったく論外である。

しかも、労働者派遣法「改正」案は、これまで2回国会に提出されたが、国民の反対のなか廃案になっており、同じ中身の法案を3回も国会に提出し成立を目指すこと自体、議会制民主主義を踏みにじるものである。また、労働基準法「改正」案は、政府と財界だけで結論をまとめ、政府の審議会でも労働者側が賛成していないにもかかわらず、政府が法案提出を踏み切ったものである。

よって、国におかれては、労働者派遣法「改正」法案と労働基準法「改正」法案を撤回するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

京都府向日市議会